

県央地域広域市町村圏組合

不燃性廃棄物処理施設 総合管理計画・個別施設計画

令和 2年 11月 策定
令和 7年 11月 改訂

県央地域広域市町村圏組合

目 次

1 組合の概況 -----	1
2 基本方針 -----	2
3 計画の目的・位置付け等 -----	3
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置付け	
(3) 対象とする施設	
4 施設の概要 -----	4
(1) 不燃性廃棄物処理施設（県央不燃物再生センター）	
(2) 保管施設	
(3) 休憩棟	
(4) 設備・機器の概要（処理工程）	
5 人口及び廃棄物搬入量の現状 -----	6
6 財政状況と課題 -----	6
(1) 歳入	
(2) 歳出	
7 施設の現状 -----	8
8 施設整備計画 -----	8
(1) 整備の計画策定	
(2) 整備方針	
9 計画の期間 -----	8
(1) 施設（建物）の目標耐用年数	
(2) 目標年度	
10 主要設備・機器の保全管理 -----	10
(1) 受入供給設備	
① 受入設備	
② 供給設備	
(2) 圧縮設備（不燃粗大用）	
(3) 選別設備	
(4) 再生設備	
(5) 集じん設備	
(6) その他（建築設備等）	

1 1	主要設備・機器の保全計画及び実施状況 -----	13
1 2	関連設備等に対する対応 -----	14
1 3	施設整備に係る財源 -----	15
1 4	主要設備・機器の整備スケジュール -----	16

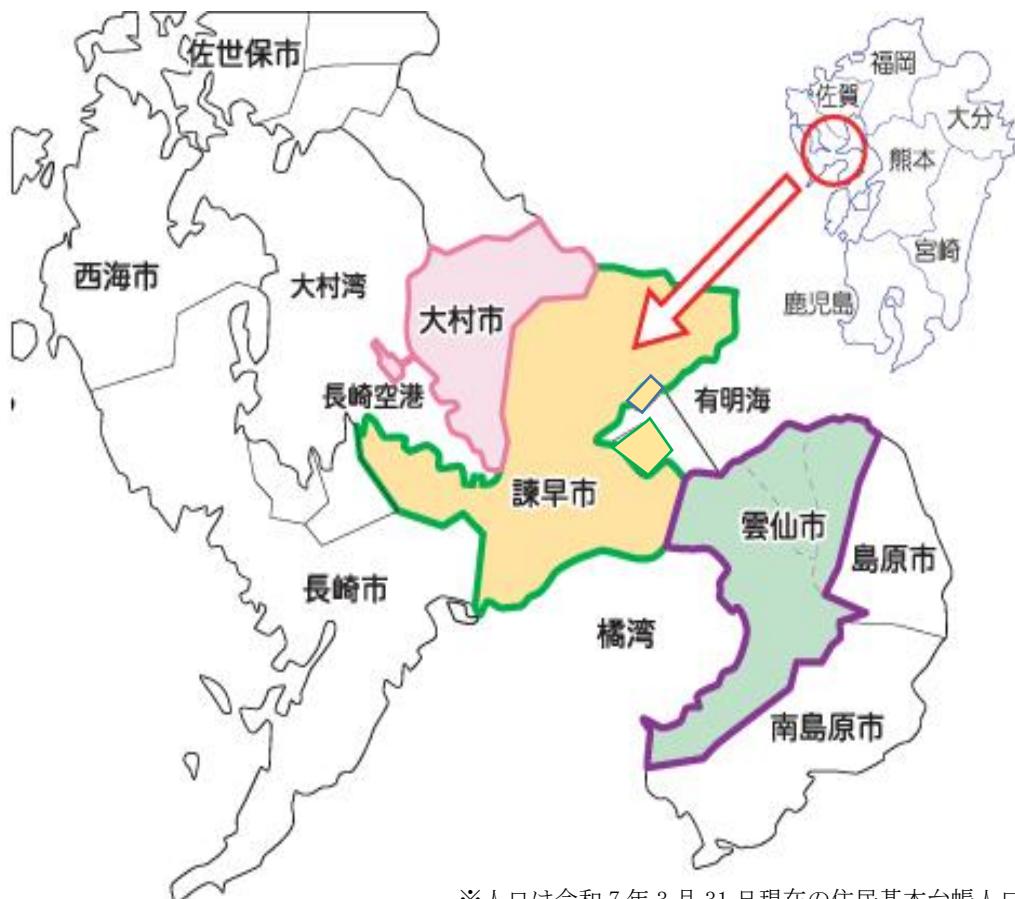
1 組合の概況

県央地域広域市町村圏組合は、諫早市、大村市、雲仙市の3市で構成された

- ①地方拠点都市地域事務、②常備消防・救急事務、③不燃物処理事務を共同処理するために設けた一部事務組合です。

組合の圏域は、長崎県南部の中央に位置し、東は干拓で有名な有明海、西は波穩やかな内海の大村湾、南は外洋に開かれた橘湾とそれぞれ異質な特徴を持つ三つの海に囲まれ、北は標高約1千メートルの峰が連なる多良山系と東は島原半島の中央部にそびえる雲仙岳を望み、それぞれの山裾に広がる丘陵地帯は自然の恵みが豊富な地域で、圏域面積682.83km²、人口は273,729人です。

不燃物処理事務については、諫早市と雲仙市の2市（面積556.10km²、人口173,451人）の構成により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）」第2条の5第2号に該当する不燃性廃棄物の中間処理施設である「県央不燃物再生センター」を設置し、共同処理を行っています。



※人口は令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口

2 基本方針

「県央不燃物再生センター」の施設を構成する設備や機器は、機器の稼働による振動、高温、多湿となる環境下にあって、部材の腐食や摩耗などの進行が早く、他の公共施設の設備と比較すると性能低下を起こしやすい状況にあります。

このため、日常の始業前点検と定期的な点検整備や基幹設備の更新等を実施し、適切な運転管理を行って機能保持に努めながら、突発的な故障や不具合による機器の停止を防止する予防保全管理を行っています。

現有施設をできるだけ長く活用することが求められており、処理作業の安全を第一に考慮しながら、設備を含めた施設の長寿命化を図ることとします。



3 計画の目的・位置付け等

(1) 計画の目的

この計画書は、平成 30 年 10 月に実施した県央不燃物再生センターの機能検査の報告書に基づき、施設の劣化や損傷が住民や作業員の安全・安心を脅かすことがないように必要な整備を行うとともに、粗大ごみを破碎するための新たな設備の整備を行うことで、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、適正かつ長期的な稼働に必要な施設延命化のための機器更新や整備の計画を取りまとめたものです。

(2) 計画の位置付け

平成 25 年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、平成 26 年 4 月に総務省通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」において、地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」と令和 2 年度までに「個別施設計画」の策定が要請されました。

この計画は、本組合が管理する不燃性廃棄物処理施設の安全性と性能維持のため、長期的な計画に基づく施設及び機器の更新や整備を行い、構成市の財政負担の軽減化と平準化を図る「不燃性廃棄物処理施設総合管理計画」に位置付けるとともに、本組合の不燃性廃棄物処理施設が 1 施設であることから、今後の具体的な整備方針である「個別施設計画」として位置付けます。

(3) 対象とする施設

この計画において対象とする施設は、不燃性廃棄物中間処理設備を含めた本組合が所有する不燃性廃棄物処理のための施設全体を対象とします。

○不燃性廃棄物中間処理施設（県央不燃物再生センター）の概況

（築年数は令和7年10月1日現在）

No.	施設名称	建築年月日	構造	築年数	延床面積
1	工 場 棟	H 6. 2. 28 (1994. 2. 28)	鉄骨造	築31年	778. 67 m ²
2	展 示 棟	H 6. 2. 28 (1994. 2. 28) H20. 11. 21 (2008. 11. 21)	鉄骨造	築31年 (増築) 築16年	300. 07 m ² 増築 131. 44 m ² 計 431. 51 m ²
3	保 管 施 設	H12. 2. 29 (2000. 2. 29)	鉄骨造	築25年	450. 00 m ²
4	休 憩 棟	H18. 12. 13 (2006. 12. 13)	木 造	築18年	169. 45 m ²

4 施設の概要

(1) 不燃性廃棄物処理施設（県央不燃物再生センター）

所 在 地	諫早市小豆崎町89番地4		
敷地面積	2,903 m ²		
処理能力	30t/5h		
延床面積	工 場 棟 （鉄骨造）	778.67 m ²	
	展 示 棟 （鉄骨造） （増築）	300.07 m ² 131.44 m ²	431.51 m ²

- 機器一覧
- ①計量器（トラックスケール）
 - ②受入ホッパ
 - ③手選別コンベア
 - ④粗大ごみ用金属圧縮機
 - ⑤磁選機（吊下式）
 - ⑥鉄缶用金属圧縮機
 - ⑦アルミ缶用金属圧縮機
 - ⑧集じん機

建 設 費 535,600 千円（展示棟の増築費を除く）

（増築費） 7,560 千円（平成 20 年 11 月）

運用開始 平成 6 年 4 月 1 日

(2) 保管施設

延床面積 （鉄骨造） 450.00 m²

建 設 費 29,328 千円

完成年月日 平成 12 年 2 月 29 日

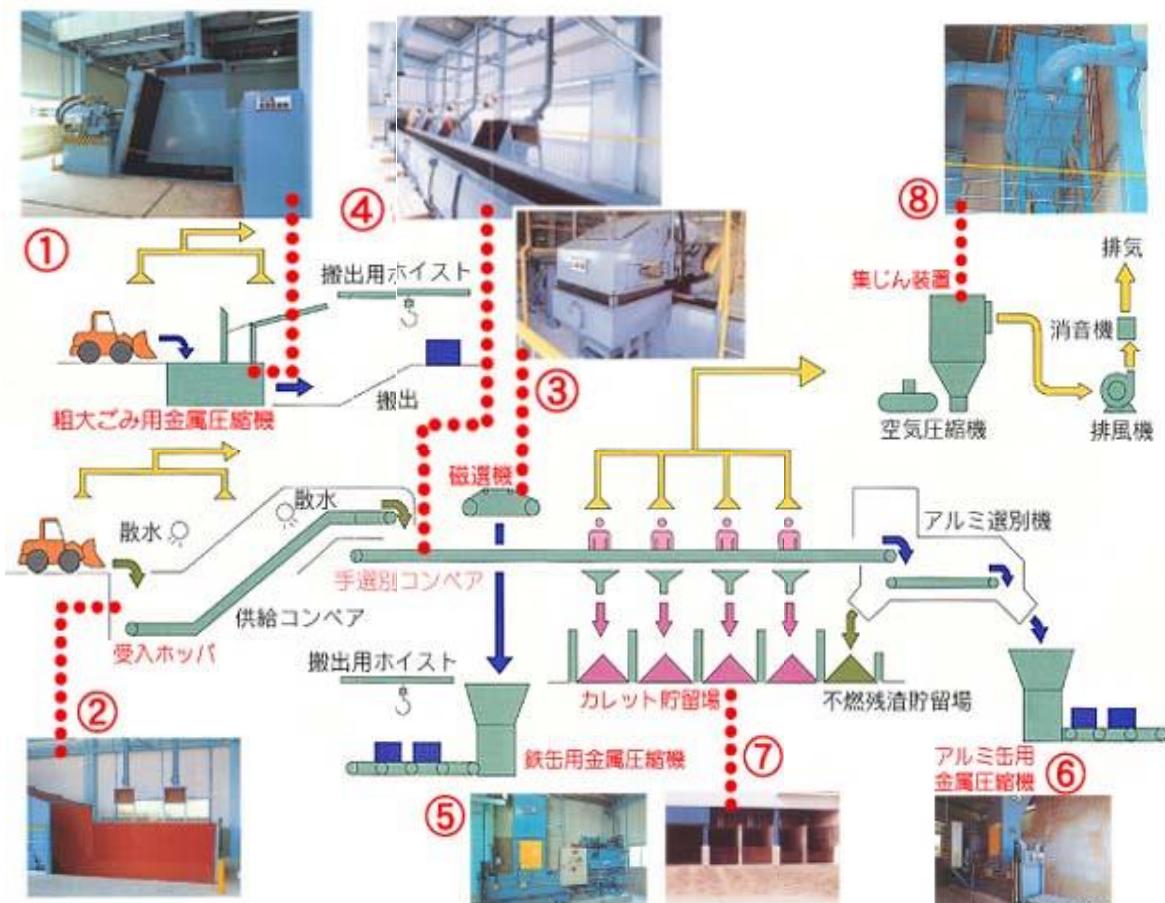
(3) 休憩棟

延床面積 （木 造） 169.45 m²

建 設 費 26,198 千円

完成年月日 平成 18 年 1 月 13 日

(4) 設備・機器の概要（処理工程）



- ① 粗大ごみ用金属圧縮機
搬入された不燃性粗大ごみを所定の大きさまで圧縮し、成形する装置
- ② 受入ホッパ、供給コンベア
搬入された不燃ごみのうち空き缶や空きびんは、受入ホッパに投入し、供給コンベアで選別コンベアへ搬送する。
- ③ 磁選機
空き缶や空きびんの中から磁石によって鉄缶を回収する。
- ④ 手選別コンベア
供給コンベアで、供給された不燃ごみの空き缶や空きびん中からびん類を手作業によって3種類の色別に選別し回収する。
- ⑤ 鉄缶用金属圧縮機 ⑥ アルミ缶用金属圧縮機
選別され回収された鉄缶、アルミ缶をそれぞれ圧縮・成形する。
- ⑦ カレット貯留場
3種類に色分け選別されたびん類と残渣を貯留し、ショベルローダによって搬出する。
- ⑧ 集じん装置
粉じんによる大気汚染防止と作業員の健康被害防止のため、集じん装置を設置。

5 人口及び廃棄物搬入量の現状

圏域人口は少子高齢化に伴い減少傾向にありながら、世帯数は増加している状況にあります。これに対し、本施設における処理対象の不燃性ごみ搬入量は、新型コロナウイルス感染症の影響からか令和2年度に過去最大量となりましたが、その後は年々減少傾向で推移しております。

○ 圏域の人口推移（不燃物処理管轄）

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
人口計	178,085	176,565	175,827	174,605	173,451
諫早市	135,556	134,654	134,380	133,670	133,034
雲仙市	42,529	41,911	41,447	40,935	40,417

※人口は、各年度末の住民基本台帳に基づく人口

○不燃物搬入量の推移

(単位：t)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
搬入量 計	3,631.15	3,342.01	3,241.58	3,069.89	2,971.19
諫早市	2,750.72	2,529.35	2,457.41	2,314.63	2,256.12
雲仙市	880.43	812.66	784.17	755.26	715.07

6 財政状況と課題

(1) 歳入

本組合における、不燃物処理事業〔衛生費〕の歳入状況は、別表のとおりであり、構成市からの負担金は施設を運営する上での主たる財源です。

その他の財源としては、搬入量の減少に伴い「処理手数料収入」が減少している反面、廃棄物の分別・解体・選別等により生じた資源化物(アルミ、雑鉄、銅線等)の売扱いにより生じる「有価物売扱収入」は増加しておりますが、社会情勢の影響を受け変動しやすい状況にあり、今後も注視が必要です。

(単位：千円)

【歳入】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	5か年平均	割合
特定財源	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	使用料及び手数料	16,236	14,749	14,329	13,650	13,219	14,437	3.71%
	構成市負担金	166,718	178,978	186,240	174,418	178,570	176,985	45.46%
	その他	基金繰入		21,830	27,830	35,145	39,075	24,776 6.36%
		有価物売扱	50,268	93,730	112,005	99,984	117,380	94,673 24.32%
		災害廃棄物処理		686				137 0.04%
		財産収入 他	13	2	3	4	4	5 0.00%
	小計		233,235	309,975	340,407	323,201	348,248	311,013
一般財源		17,583	31,973	81,601	120,541	139,970	78,334	20.12%
合計 (決算)		250,818	341,948	422,008	443,742	488,218	389,347	100.00%

(2) 歳出

本組合における、不燃物処理事業〔衛生費〕の歳出状況(性質別)は、別表のとおりであり、年々増加傾向にあります。

性質別の「処理及び維持管理費」は全体の約85%を占めており、施設・設備の長寿命化を進めながら、効率的な運営を継続する必要があります。

(単位：千円)

【歳出】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	5か年平均	割合	
処理 及び 維持管理費	人件費	一般職	9,429	9,252	9,645	9,770	9,897	9,599 3.29%	
		技能職							
	処理費	収集運搬費							
		中間処理費	17,856	39,516	42,922	24,282	74,770	39,869 13.68%	
		最終処分費	19,080	27,468	30,060	29,340	30,384	27,266 9.36%	
	車両購入費								
	委託費	収集運搬費							
		中間処理費	162,371	164,010	168,740	170,280	177,540	168,588 57.85%	
		最終処分費							
		その他							
調査研究費									
小計		208,736	240,246	251,367	233,672	292,591	245,322		
その他		10,110	20,100	50,100	70,100	80,101	46,102	15.82%	
合計 (決算)		218,846	260,346	301,467	303,772	372,692	291,425	100.00%	

※「一般廃棄物処理事業実態調査」実績状況報告より

不燃性廃棄物処理施設は、市民生活で発生したごみを受入れ、資源化へと繋げる「中間処理施設」であり、市民生活に欠かすことの出来ない施設であるため、

継続した運営と維持管理が必要です。今後も施設整備基金の有効活用や、構成市負担金等との調整を図りながら、効率的な財政運営を進めていく必要があります。

7 施設の現状

不燃性ごみの処理に用いる各設備や機器は、日常の始業前の点検や定期の自主点検を実施しており、また本計画に基づく計画的な補修整備を行っているため、作業員の安全を脅かすような劣化や損傷は見当たりません。

しかしながら、本施設は稼働後、既に31年を経過しており、高温多湿となる環境下にあって、部材の腐食や摩耗などの進行が速いので、性能低下を起さないよう各機器の耐用年数（3～15年）を考慮しながら、予防保全管理と計画的な機器の更新を今後も継続して実施する必要があります。

8 施設整備計画

（1）整備の計画策定

本組合では、施設の現状を把握し効果的に管理していくために各設備や機器の機能検査を専門業者に委託し、その点検・診断によって得られた現状と今後の対応について「資源化及び圧縮施設機器機能検査報告書」及び「施設補修・更新計画書」として提出されたので、これを基に以下に示す整備方針を定め、方針に基づき保全計画を策定しました。

（2）整備方針

- ① 機能検査報告書に基づき、作業の安全性の確保し計画的で予算の平準化を考慮した施設の延命化を図るための施設整備を実施する。
- ② 特に、故障した場合に施設の運転停止に結びつく重要な基幹的設備については、機器の腐食や損耗の程度により優先順位を決め更新する。

9 計画の期間

（1）施設（建物）の目標耐用年数

建物の耐用年数については、様々な評価基準があり、建物の用途別や構造別に法定耐用年数が定められていますが、法定耐用年数がそのまま建物の

寿命というわけではありません。法定耐用年数に対して経過した年数の割合を「老朽化率」と表現します。一般的に老朽化率100%に到達すると更新する時期となります。それぞれの施設の劣化度は、経過年数に比例するとは限りませんので、法定耐用年数を上回る「目標耐用年数」を設定し、計画的な保全による施設の長寿命化に取り組んでいくことが必要になります。

建物の目標耐用年数は、日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」に示されています。

※老朽化率 = 経過年数／法定耐用年数

○各種耐用年数

①法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数
②物理的耐用年数	建物躯体や構成材が物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能を下回る年数。
③経済的耐用年数	継続使用するための補修・修繕費その他費用が、改築費用を上回る年数。
④機能的耐用年数	使用目的が当初の計画から変わったり、建築技術の革新や社会的要求が向上したりして陳腐化する年数。

○法定耐用年数

用 途	鉄骨鉄筋 コンクリート造 鉄筋コンクリート造	重量 鉄骨造	軽量 鉄骨造	ブロック造	木造
庁舎・事務所等	50年	38年	30年	41年	24年
校舎・住宅等	47年	34年	27年	38年	22年
工場・倉庫等	38年	31年	24年	34年	15年

出典：原価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表）

○望ましい目標耐用年数（普通の品質）

構造 用途	鉄骨鉄筋 コンクリート造 鉄筋コンクリート造	重量鉄骨造	軽量鉄骨造	ブロック造	木造
学校、官庁	60年以上	60年以上	40年以上	60年以上	60年以上
住宅、事務所、 病院等	60年以上	60年以上	40年以上	60年以上	40年以上

工場	25年以上	25年以上	25年以上	25年以上	25年以上
----	-------	-------	-------	-------	-------

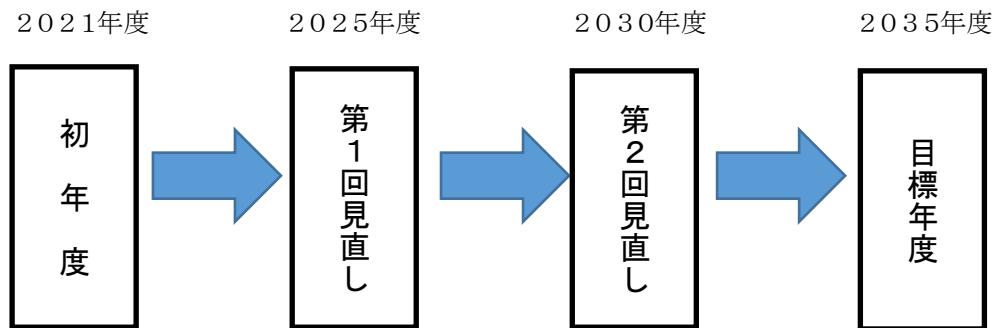
出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

本組合の廃棄物処理施設の目標とする耐用年数は、工場棟、展示棟の法定耐用年数である31年から更に10年程度の長寿命化を図ることで、最も建築年数が新しい展示棟の増築部分が築25年を超過することになり、それまでには施設全体の建替えを含めた今後の活用方針の再検討が必要となってきます。

このことを踏まえて、この計画では2035年度までの計画策定を行い、施設の長寿命化を図り、持続可能で健全な施設の維持管理に努めることとします。

(2) 目標年度

本計画は、2021年度を初年度とし、2035年度までの15年間を計画期間とし、5年ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後や必要があるときはその都度見直しを行うものとします。



10 主要設備・機器の保全管理

廃棄物処理施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）」第4条の5に基づき、機能を維持するために必要な措置を講じ、「厚生省環境衛生局環境整備課長通知（昭和46年環整45号）」に基づく機能検査を1年に1回以上行うことや施行規則第5条に基づく精密

機能検査を3年に1回以上行うこととされていますが、精密機能検査の実施方法については、統一された方法がありません。

廃棄物処理施設は、多種多様な設備・機器から構成されており、建物の長寿命化以上に保全管理が重要となります。特に、故障した場合に施設の運転停止に結びつく重要度の高い設備・機器については、適切な保全管理を実施する必要があります。

なお、点検項目、耐用年数については、環境省の「平成22年度一般廃棄物処理施設機器別管理基準等検討調査委託業務報告書」を参考とします。

(1) 受入供給設備

①受入設備

機器・設備	点検項目	点検・管理	点検頻度	耐用年数
計量器	荷重試験	公差が計量法基準以内	2年 (法定)	15 ～20年
	劣化	腐食、穴開き等著しい劣化がない	3ヶ月 ～2年	
データ処理装置	動作	動作不良がない	1～2年	5 ～10年
	老朽化	故障が少なく、部品供給が可能	1～2年	
貯留場（壁・床）	破損・剥離	著しい破損等がない	1～2年	5 ～20年
貯留場（雨除け）	破損・劣化	著しい破損等がない	1年	10 ～15年
受入ホッパ	摩耗	著しい摩耗等がない	1年	15 ～20年

②供給設備

機器・設備	点検項目	点検・管理	点検頻度	耐用年数
供給コンベア (本体) (フレーム) (レール) (チェーン) (エプロンパン)	摩耗・腐食・変形	著しい摩耗・腐食・変形がない	1年	5 ～20年
	摩耗・腐食	著しい摩耗・腐食がない	1年	3 ～10年
	摩耗・腐食・固着	著しい摩耗・腐食や固着がない 寸法計測で管理値以内	1ヶ月 ～1年	2年 ～10年
	変形・摩耗	著しい摩耗がないこと	1ヶ月 ～1年	2年 ～10年

(モーター) (減速機) (シャフト)	劣化	異音、異常発熱がない	1年	10 ～15年
	劣化・摩耗	著しい劣化・摩耗がない	1ヶ月 ～4年	10年 ～20年

(2) 圧縮設備（不燃粗大用）

機器・設備	点検項目	点検・管理	点検頻度	耐用年数
金属圧縮機 (本体) (シリンダ) (油圧ユニット)	変形・摩耗	著しい変形・摩耗がない	1年	5 ～15年
	変形・損傷・ 油漏れ	著しい摩耗や油漏れがない	1ヶ月 ～1年	5年 ～10年
	腐食・劣化・ 摩耗・油漏れ	異常音、温度上昇、圧力異常、油漏 れがない	1～2年	5年 ～15年

(3) 選別設備

機器・設備	点検項目	点検・管理	点検頻度	耐用年数
吊下げ式磁気型 選別機 (本体) (ベルト)	腐食・摩耗・ 変形・損傷	著しい摩耗・腐食・変形がない	1年	5 ～20年
	亀裂・劣化	著しい亀裂・劣化がない エンドレス加工部に裂傷や剥離がない	1年	3～5年
手選別コンベア (本体) (ベルト) (ローラ)	腐食・摩耗・ 変形・損傷	著しい摩耗・腐食・変形がない	1年	5 ～20年
	亀裂・劣化	著しい亀裂・劣化がない エンドレス加工部に裂傷や剥離がない	1年	3～5年
	腐食・摩耗	著しい腐食・摩耗がない 動作に支障がない	1年	3～5年
アルミ選別機 (本体) (ベルト) (ローラ)	腐食・摩耗・ 変形・損傷	著しい変形・摩耗がない 寸法計測で管理値以内	1～2年	5 ～20年
	亀裂・劣化	著しい亀裂・劣化がない エンドレス加工部に裂傷や剥離がない	1年	3～5年
	腐食・摩耗	著しい腐食・摩耗がない 動作に支障がない	1年	3～5年

(4) 再生設備

機器・設備	点検項目	点検・管理	点検頻度	耐用年数
金属圧縮機 (本体) (シリンダ) (油圧ユニット)	変形・摩耗	著しい変形・摩耗がない	1年	5 ～15年
	変形・損傷・ 油漏れ	著しい摩耗や油漏れがない	1ヶ月 ～1年	5年 ～10年
	腐食・劣化・ 摩耗・油漏れ	異常音、温度上昇、圧力異常、油漏 れがない	1～2年	5 ～15年

(5) 集じん設備

機器・設備	点検項目	点検・管理	点検頻度	耐用年数
バグフィルタ (ケーシング) (ろ布)	腐食	著しい腐食減肉や破孔がない	1年	7 ～20年
	劣化	破れ等がない サンプリング分析による劣化がない	6ヶ月 ～1年	3 ～5年
	目詰まり	目詰まりによる差圧異常がない	6ヶ月 ～1年	5 ～15年
排風機 (本体) (ファン)	腐食・摩耗	著しい腐食・摩耗、変形がない	1年	7 ～10年
	劣化	異常振動騒音、著しい腐食がない	1年	7 ～10年

(6) その他（建築設備等）

機器・設備	点検項目	点検・管理	点検頻度	耐用年数
電気設備 (高圧受電設備) (動力設備) (非常用発電機)	試験・点検 劣化、腐食	技術基準に適合している 著しい腐食・劣化がない	1年	10 ～15年
屋根・外壁	劣化・摩耗	著しい変形・腐食がない	3年	10 ～15年
建具 シャッター	劣化・摩耗	著しい変形・腐食がない 動作に支障がない	3年	10 ～15年
空調設備 衛生設備 照明設備 給排水設備	劣化・摩耗	著しい腐食・摩耗、変形や劣化がない 動作に支障がない	1年	7 ～10年

1.1 主要設備・機器の保全計画及び実施状況

年度	機 器 等 名 称	内容	実施状況
令和3年度 (2021)	手選別コンベアフレーム等 トラックスケール	機器更新(全交換) 機器全交換(基礎部分除く)	実施済
令和4年度 (2022)	粗大用金属圧縮機	主押シリンダ補修等	実施済
令和5年度 (2023)	鉄缶用金属圧縮機	機器更新(全交換)	実施済

令和6年度 (2024)	受入ホッパー、供給コンベア等 集じん機	腐食部等の補修 機器更新(全交換)	実施済
令和7年度 (2025)	アルミ缶用金属圧縮機	機器更新(全交換)	実施済
令和8年度 (2026)	吊下式磁選機	機器更新(全交換)	
令和9年度 (2027)	アルミ選別機	機器更新(全交換)	
令和10年度 2028	工場棟・展示棟・休憩棟	施設塗装・シーリング等 補修	
令和11年度 (2029)	受入供給コンベア上部フレーム	機器更新(全交換)	
令和12年度 (2030)	受入供給コンベア中間フレーム	機器更新(全交換)	

[機器の状況と対応]

- 粗大用金属圧縮機について、排出部の腐食・損耗、主押シリンダの傷、油漏れ、油圧作動油の劣化等（令和4年度対応済）
- 鉄用金属圧縮機について、シリンダの傷・油漏れ・腐食、油圧作動油の劣化等（令和5年度対応済）
- アルミ缶用金属圧縮機について、部品の経年劣化及び腐食等（令和7年度対応済）

1.2 関連設備等に対する対応

主要設備・機器以外の関連設備等についても、劣化や腐食等が見受けられるため、個別に状況等を把握しながら対応が必要となりました。

年度	名称	内容	実施状況
2023	蛍光管クラッシャ 更新	搬入された廃蛍光管を粉碎する機器	実施済
2024	廃乾電池保管倉庫 建替	搬入された廃乾電池等を処分搬出するまでの間、一時保管するプレハブ倉庫	実施済

今後もその他の関連設備については、毎年度実施している日常点検により状況を踏まえ、隨時対応する必要があります。

13 施設整備に係る財源

本整備計画に係る不燃物処理施設の整備に要する経費については、県央地域広域市町村圏組合不燃物処理施設整備基金を財源として充てている。

(令和6年度末現在高 234百万円)

○不燃物処理施設整備基金現在高の推移

(単位：円)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
現在高	138,009,675	136,182,427	158,355,165	193,213,332	234,142,196

14 主要設備・機器の整備スケジュール (R7年度時点)

分類	設備機器	整備の分類	整備周期	前回整備	整備内容	整備計画												
						R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
受入施設	計量器（トラックスケール）	整備	10~20年	2007年	取替更新	更新												
	データ処理装置	整備	5~10年	2007年	取替更新	更新												
	貯留場（壁・床）	補修	10~20年	2005年	接合部補修													
供給施設	貯留場（雨除け）	補修	10~15年	2009年														
	受入ホッパ	補修	15~20年															
	破砕機	整備	15~20年															
供給施設	供給コンベア（本体）	補修	5~20年	2009年	下部フレーム、レール更新	更新												
	（フレーム、レール）	補修	3~10年	2014年	上部フレーム、レール更新	更新												
	（チェーン、エプロンハン）	補修	2~10年	2015年	中間部フレーム、レール更新	更新												
圧縮設備	モーター、減速機	整備	10~15年	2014年	チーリング、減速機取替	更新												
	（シャフト）	補修	10~20年															
	粗大用金属圧縮機（本体）	補修	5~10年	2014年	下部フレーム、レール更新	更新												
選別設備	粗大用金属圧縮機（シリンドラ）	交換	5~15年	2017年	ケーブル交換	更新												
	（油圧ユニット）	交換	5~15年	2015年	主押出リダクタ交換	更新												
	吊下げ式磁選機（本体）	整備	5~20年	2012年	油圧ヒート交換（18年）	更新												
手選別機	（ベルト）	整備	3~5年	2017年	ヒート交換（5年）	交換												
	手選別コンベア（本体）	整備	5~20年															
	（モーター、減速機）	整備	10~15年	2016年	ヒート交換	更新												
アルミニ選別機	（ベルト、ローラー）	整備	3~5年	2013年	取替更新（19年）	更新												
	（ベルト）	補修	3~5年	2017年	底面フレーム、ケーブル、ヒート交換	更新												
	（ベルト）	整備	5~15年	2013年	ヒート交換	更新												
再生設備	鉄缶金属圧縮機（本体）	整備	5~15年	2015年	ケーブル交換	更新												
	（シリンドラ）	整備	5~15年	2015年	ケーブル交換	更新												
	（油圧ユニット）	整備	5~15年	2010年	取替更新（14年）	更新												
集塵設備	アルミニ缶金属圧縮機（本体）	整備	5~15年	2010年	取替更新	更新												
	（シリンドラ）	整備	5~15年	2010年	取替更新	更新												
	（油圧ユニット）	整備	5~15年	2010年	油圧ヒート交換	更新												
建築設備等	ハグフィルタ	補修	3~20年	2007年	取替更新（17年）	更新												
	排風機		7~10年															
	電気設備																	
建築設備等	（高圧受電設備）																	
	（動力設備、非常用発電設備）																	
	（屋根、外壁）																	
	建具、シャッター																	塗装
	空調設備																	
衛生設備	衛生設備																	
	照明設備																	
給排水設備	給排水設備																	
	実施済																	

※R7 実施時計